



セカンドオピニオンについて

【セカンドオピニオンとは】

治療を進めていく上で、患者さん、ご家族のなかに「今の治療方法でよいのだろうか。」「本当に手術をする必要があるのだろうか。」など、不安や迷いが生じることがあります。

このようなときに、**主治医以外の医療専門家から**病気について、診断や治療内容の**意見**を聞き、納得して主治医の下で治療を進めるために相談することを『セカンドオピニオン』といいます。

【重要な点】

セカンドオピニオンは、**相談であって医療機関・主治医をかえることではありません**。現在の主治医の診断や治療方針について、他医療機関の医師の意見を参考にして、もう一度現在の主治医と今後の治療について話し合うための仕組みです。そのため、相談先の医療機関では診察や検査はしません。また、健康保険適用外のため、**保険証は使えず自費**となります。

【セカンドオピニオンを希望する場合】

必ず主治医にご相談下さい。なぜかという、患者さんの病状を最も理解しているのは、現在の主治医です。セカンドオピニオン受診の前に、主治医としっかり話し合ひましょう。

また、他の医療機関にセカンドオピニオンを求めることにより、患者さんが不利益になることはありません。ご安心下さい。

【セカンドオピニオンの流れ】



【当院でのセカンドオピニオンをご希望の場合】

他の医療機関に通院中、入院中の患者さんで、当院のセカンドオピニオンを希望される場合、まずは現在の主治医にセカンドオピニオンの希望を伝え、紹介状（診療情報提供書・画像データ等）を用意してもらってください。

【当院のセカンドオピニオン外来の相談時間と料金】

- ①料 金：30分未満 11,200円（税込み）
30分以上 16,800円（税込み） *最長1時間まで
- ②対象科：循環器内科、心臓外科、血管外科、脳神経外科
呼吸器内科、呼吸器外科、消化器外科、放射線科
- ③予約方法：完全予約制です。事前に当院の相談支援窓口にご連絡ください。
患者サポートセンター：048-536-9900（代表） 内線：2198

【セカンドオピニオンをお受けできない場合】

- ・セカンドオピニオン時に、当院での治療など診療行為を希望される場合
- ・最初から転医、転院をご希望の場合
- ・裁判、調停、紛争等の事例
- ・死亡した患者さんを対象とする場合
- ・医療費の内容、医療給付に関する相談
- ・主治医が了承していない場合や、紹介状をお持ちでない場合

【他院でのセカンドオピニオンを希望される場合】

当院で医療を受けられる患者さんには、セカンドオピニオンを受ける権利が保障されています。他院でのセカンドオピニオンを希望される場合、セカンドオピニオンを受ける病院を決め、主治医にお申し出ください。紹介状をご用意します。その後、セカンドオピニオンを受ける病院に予約を入れて下さい。

*セカンドオピニオンは限られた時間の中で相談します。セカンドオピニオンを受ける上で「何を聞きたいかをはっきり」させてから、セカンドオピニオンを受けることをおすすめします。



記載の内容は、2024年1月の情報に基づいています。今後の制度等の改定により内容に変更が生じる可能性がございますのでご了承ください。

埼玉県立循環器・呼吸器病センター
患者サポートセンター